

にじいろナースステーション訪問看護・医療保険利用料金表

【2026 年 6 月改定】

〔訪問看護〕利用料金（1 回につき）

		料金(10 割)	1割	2割	3割
基本療養費Ⅰ (看護師等:週 3 日まで)		5,550 円	560 円	1,110 円	1,670 円
基本療養費Ⅰ (看護師等:週 4 日以降)		6,550 円	660 円	1,310 円	1,970 円
悪性腫瘍の利用者に対する緩和ケア又は褥瘡ケアに係る専門的な研修を受けた看護師による場合		12,850 円			
基本療養費Ⅱ (同一建物居住者で同一日に 2 人訪問した場合)	看護師等:週 3 日目まで	5,550 円	560 円	1,110 円	1,670 円
	看護師等:週 4 日目以降	6,550 円	660 円	1,310 円	1,970 円
基本療養費Ⅱ (同一建物居住者で同一日に 3 人以上訪問した場合)	看護師等:週 3 日目まで	2,780 円	280 円	560 円	830 円
	看護師等:週 4 日目以降	3,280 円	330 円	660 円	980 円
基本療養費Ⅲ		8,500 円	ご利用者が入院中であり、在宅療養に備えて一時的に外泊をしている者に対し、その者の主治医から交付を受けた訪問看護指示書及び訪問看護計画書に基づき、訪問看護を行った場合に算定する料金です。		

- ※1.看護師等とは、保健師、助産師又は看護師を指します。
- ※2. 基本療養費Ⅰ・Ⅱともに、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士による訪問の場合は、週 4 日以降も週 3 日までの料金が適用されます。
- ※3.夜間(18:00～22:00)又は早朝(6:00～8:00)の場合、上記金額の 25%増
- ※4.深夜(22:00～6:00)の場合、上記金額の 50%増

注意: 自己負担の割合については、保険証または負担割合証をご確認ください

		料金 10割	1割	2割	3割
機能強化型訪問看護管理療養費1	月の初日の場合	13,230 円	1,323 円	2,646 円	3,969 円
機能強化型訪問看護管理療養費2		10,030 円	1,003 円	2,006 円	3,009 円
機能強化型訪問看護管理療養費3		8,700 円	870 円	1,740 円	2,610 円
訪問看護管理療養費		7,670 円	767 円	1,534 円	2,301 円
機能強化型訪問看護管理療養費1	月の2日目以降	3,000 円	300 円	600 円	900 円
機能強化型訪問看護管理療養費2					
機能強化型訪問看護管理療養費3					
訪問看護管理療養費					
指定訪問看護を行うにつき安全な提供体制が整備されている訪問看護ステーションであって、利用者に対して訪問看護基本療養費及び精神科訪問看護基本療養費を算定すべき指定訪問看護を行っているものが、当該利用者に係る訪問看護計画書及び訪問看護報告書並びに精神科訪問看護計画書及び精神科訪問看護報告書を当該利用者の主治医に対して提出するとともに、当該利用者に係る指定訪問看護の実施に関する計画的な管理を継続して行った場合に、訪問の都度算定する。					

〔各種加算〕自己負担の割合については、保険証または負担割合証をご確認ください

	項 目	料金 10 割	1 割	2 割	3 割
	1. 難病等複数回訪問加算(1日2回) ※	4,500 円	450 円	900 円	1,350 円
	2. 難病等複数回訪問加算(1日3回以 降)※	8,000 円	800 円	1,600 円	2,400 円
	3. 24 時間対応体制加算	6,800 円	680 円	1,360 円	2,040 円
	4. 緊急訪問看護加算(1日につき)	2,650 円	265 円	530 円	795 円
	5. 訪問看護ターミナルケア療養費1	25,000 円	2,500 円	5,000 円	7,500 円
	6. 訪問看護ターミナルケア療養費2	10,000 円	1,000 円	2,000 円	3,000 円
	7. 特別管理加算	2,500 円	250 円	500 円	750 円
	8. 特別管理加算(別に厚生労働大臣 が定める状態にあるご利用者)	5,000 円	500 円	1,000 円	1,500 円
	9. 訪問看護情報提供療養費1(1月につ き)	1,500 円	150 円	300 円	450 円
	10. 訪問看護情報提供療養費2(1月につ き)	1,500 円	150 円	300 円	450 円
	11. 訪問看護情報提供療養費3(1月につ き)	1,500 円	150 円	300 円	450 円
	12. 在宅患者緊急時等カンファレンス加 算	2,000 円	200 円	400 円	600 円
	13. 長時間訪問看護加算	5,200 円	520 円	1,040 円	1,560 円
	14. 退院時共同指導加算	8,000 円	800 円	1,600 円	2,400 円
	15. 退院支援指導加算	6,000 円	600 円	1,200 円	1,800 円
	16. 在宅患者連携指導加算	3,000 円	300 円	600 円	900 円
	17. 乳幼児加算(1日につき)	1,300 円	130 円	260 円	390 円
	18. 乳幼児加算(1日につき)(別に厚生 労働大臣が 定める状態にあるご利用者)	1,800 円	180 円	360 円	540 円
	19. 看護・介護職員連携強化加算	2,500 円	250 円	500 円	750 円
	20. 複数名訪問看護加算 /看護師等(週 1日)※	4,500 円	450 円	900 円	1,350 円
	21. 複数名訪問看護加算 /准看護師(週 1日)※	3,800 円	380 円	760 円	1,140 円
	22. 複数名訪問看護加算 /看護補助者 (週3日)※	3,000 円	300 円	600 円	900 円
	23. 複数名訪問看護加算 /看護補助者 (1日複数回)	1日1回:3,000 円	300 円	600 円	1,200 円
		1日2回:6,000 円	600 円	1,200 円	2,200 円
		1日3回以上: 10,000 円	1,000 円	2,000 円	3,000 円

	項 目	料金 10 割	1 割	2 割	3 割
	26. 特別管理指導加算	2,000 円	200 円	400 円	600 円
	27. 訪問看護ベースアップ評価料 I	1,050 円	105 円	210 円	315 円
	28. 訪問看護医療 DX 情報活用加算	50 円	5 円	10 円	15 円
	29. 訪問看護医療情報連携加算	1,000 円	100 円	200 円	300 円
	30. 物価対応体制等加算	60 円～※1	6 円～	12 円～	18 円～

※ いずれも同一建物内 1 名の場合の料金です。同一建物 2 人以上の料金については、別途ご案内いたします。

※1 月初日 60 円、2 日目以降 20 円（訪問回数によって金額変わります）

実費項目 (一回につき)	通常の事業の実施地域を越えて行う交通費(自動車・自動二輪車使用)	1kmにつき 100 円(外税)
	通常の事業の実施地域を越えて行う交通費(公共の交通機関使用)	実費
	駐車許可証の交付が認められない場合の駐車場代 (自動車・自動二輪車使用)	実費
	実施記録の複写物交付	一枚につき 10 円(外税)
	週間予定外の休業日の訪問	訪問看護料金+3000 円
	死後の処置料(指定訪問看護と連続して行う場合) ※このサービスは指定訪問看護とは別のサービスになります。	25000 円(外税)
	おむつ代・エンゼルケアセット費用は原則として利用者様のご用意となります。(不足・緊急時・実費負担になります)	
	訪問看護時間が90分を超えた場合(保険適用とならない場合)	1000 円(外税)/30 分毎

【支払方法及び留意事項】

支払証明書	領収書は再発行いたしかねますので、大切に保管してください。
-------	-------------------------------

にじいろナースステーション 訪問看護・予防訪問看護利用料金表【2026年6月改定】

訪問看護の利用料金は、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成12年2月10日区制労働省告示第19号）に準拠した金額となります。

〔訪問看護・予防訪問看護〕利用料金（1回につき）

3級地 1単位＝11.05円

所要時間	保健師・看護師が訪問した場合							
	20分未満		30分未満		60分未満		90分未満	
	訪問看護	予防訪問看護	訪問看護	予防訪問看護	訪問看護	予防訪問看護	訪問看護	予防訪問看護
10割	3,469円	3,348円	5,204円	4,983円	9,094円	8,773円	12,464円	12,044円
1割負担	347円	335円	521円	499円	910円	878円	1,247円	1,205円
2割負担	694円	670円	1,041円	997円	1,819円	1,755円	2,493円	2,409円
3割負担	1,041円	1,005円	1,562円	1,495円	2,729円	2,632円	3,740円	3,614円
単位数	314単位	303単位	471単位	451単位	823単位	794単位	1128単位	1090単位

所要時間	理学療法士等が訪問した場合					
	20分		40分		60分	
	訪問看護	予防訪問看護	訪問看護	予防訪問看護	訪問看護	予防訪問看護
10割	3,248円	3,138円	6,497円	6,276円	8,784円	4,707円
1割負担	325円	314円	650円	628円	879円	471円
2割負担	650円	628円	1,300円	1,256円	1,757円	942円
3割負担	975円	942円	1,950円	1,883円	2,636円	1,413円
単位数	294単位	284単位	588単位	568単位	795単位	426単位

※なお、理学療法士等が利用開始の属する月から12月超の利用者に指定介護予防訪問看護を行った場合は、1回につき5単位が減算されます。

※ 夜間（18：00～22：00）又は早朝（6：00～8：00）の場合、上記単位数の25%増

※ 深夜（22：00～6：00）の場合、上記単位数の50%増

〔加算・減算項目〕

※自己負担の割合については、介護保険負担割合証をご確認ください

		単位数	10割	1割	2割	3割
✓	（予防）緊急時訪問看護 加算（Ⅰ）	600単位	6,630円	663円	1,326円	1,989円
	（予防）緊急時訪問看護 加算（Ⅱ）	574単位	6,342円	635円	1,269円	1,903円
	厚生労働大臣が定める下記の基準に適合し、都道府県知事等に届け出をした場合に、その基準で規定されている区分に従い、上記の利用料金に加算されるものです。 ◇ご利用者又はそのご家族に対して24時間の連絡体制を取り、ご利用者の同意を頂いた上で、計画外の緊急時訪問を必要に応じて行う体制にあること （Ⅰ）上記に加え、緊急時訪問における看護業務の負担の軽減に資する業務管理等の体制の整備がされていること					

	(予防) 特別管理加算 (Ⅰ)	500 単位	5,525 円	553 円	1,105 円	1,658 円
		単位数	10 割	1 割	2 割	3 割
	(予防) 特別管理加算 (Ⅱ)	250 単位	2,762 円	277 円	553 円	829 円
	厚生労働大臣が定める下記の基準に適合し、都道府県知事等に届け出をした場合に、その基準で規定されている区分に従い、上記の利用料金に加算されるものです。 ◇以下に該当する状態にあるご利用者に対して計画的な管理を行った場合 (Ⅰ) 在宅悪性腫瘍患者指導管理若しくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態 又は気管カニューレ若しくは留置カテーテルを使用している状態 (Ⅱ) ①在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理、在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態 ②人口肛門又は人口膀胱を設置している状態 ③真皮を越える褥瘡の状態 ④点滴注射を週 3 日以上行う必要があると認められる状態					
	(予防) 初回加算 Ⅰ	350 単位	3,867 円	387 円	774 円	1,161 円
	(予防) 初回加算 Ⅱ	300 単位	3,315 円	332 円	663 円	995 円
	新規に訪問看護計画を作成したご利用者に対して、初回若しくは初回のサービスを行った日の属する月にサービスを行った場合において、初回加算を算定するものです。 (Ⅰ) 病院・診療所等から退院した日に初回のサービスを行った場合 (Ⅱ) 病院・診療所等から退院した日の翌日以降に初回のサービスを行った場合					
	(予防) 長時間訪問看護加算	300 単位	3,315 円	332 円	663 円	995 円
	特別管理加算対象者で 90 分以上を越えて訪問看護を実施する場合					
	訪問看護体制強化加算 (Ⅰ)	550 単位	6,077 円	608 円	1,216 円	1,824 円
	訪問看護体制強化加算 (Ⅱ)	200 単位	2,210 円	221 円	442 円	663 円
	看護体制加算の算定要件を満たし、高度な医療を望むご利用者に対する訪問看護体制を整え、提供した場合に加算されるものです。 ◇以下に該当する場合において、訪問看護体制強化加算を算定することができます。 ①算定日が属する月の前 6 ヶ月において実ご利用者数の総数のうち、緊急時訪問看護加算を算定した実ご利用者数の割合が 50%以上であること ②算定日が属する月の前 6 ヶ月において実ご利用者数の総数のうち、特別管理加算を算定した実利用者数の割合が 30%以上であること ③ (Ⅰ) 算定日が属する月の前 12 ヶ月において 5 名以上のターミナルケア加算を算定すること (Ⅱ) 算定日が属する月の前 12 ヶ月において 1 名以上のターミナルケア加算を算定すること ④地域の医療機関(訪問看護事業所)と訪問看護ステーション間で連携し、相互研修や実習生の受け入れ等を行い、能力向上や人材確保に貢献する取り組みを推進すること ⑤訪問看護の提供にあたる従業者の総数に占める看護職員の割合が 6 割以上(令和 5 年 4 月 1 日施行)					
	(予防) 訪問看護体制強化加算	100 単位	1,105 円	111 円	221 円	332 円
	上記訪問看護体制強化加算の③を除く算定要件を満たし、高度な医療を望むご利用者に対する訪問看護体制を整え、提供した場合に、上記の料金に加算されるものです。					
	(予防) 複数名訪問加算 (Ⅰ)	254 単位	2,806 円	281 円	562 円	842 円
	複数の看護師による訪問 30 分未満					
	(予防) 複数名訪問加算 (Ⅰ)	402 単位	4,442 円	445 円	889 円	1,333 円
	複数の看護師による訪問 30 分以上					
	(予防) 複数名訪問加算 (Ⅱ)	201 単位	2,221 円	223 円	445 円	667 円
	同時に看護補助者との訪問 30 分未満					

	(予防) 複数名訪問加算(Ⅱ)	317 単位	3,502 円	351 円	701 円	1,051 円
	同時に看護補助者との訪問 30 分以上					
		単位数	10 割	1 割	2 割	3 割
	ターミナルケア加算	2,500 単位	27,625 円	2,763 円	5,525 円	8,288 円
	厚生労働大臣が定める下記の基準に適合し、都道府県知事等に届け出をした場合に、その基準で規定されている区分に従い、加算するものです。 ◇以下に該当する場合において、ターミナルケア加算を算定することができます。 ①死亡日及び死亡日前 14 日以内に 2 日以上 of ターミナルケアを実施していること ②主治医との連携の下に、訪問看護におけるターミナルケアに係る計画及び支援体制についてご利用者及びそのご家族等に対して説明を行い、同意を得てターミナルケアを実施していること					
	(予防) 退院時共同指導加算	600 単位	6,630 円	663 円	1,326 円	1,989 円
	病院、診療所又は介護老人保健施設に入院中又は入所中のご利用者が退院又は退所するに当たり、訪問看護事業所の看護師等（准看護師を除く）が、退院時共同指導を行った後にご利用者が退院又は退所され、サービスを行った場合に加算するものです。 特別な管理を必要とする利用者については 2 回算定する場合があります。					
	口腔連携強化加算	50 単位	552 円	56 円	111 円	166 円
	口腔の健康状態の評価を実施した場合において、ご利用者の同意を得て、対応する体制を確保し、取決めのある歯科医療機関及び介護支援専門員に対し、当該評価の結果を情報提供した場合に、1 月に 1 回加算するものです。					
	介護職員等処遇改善加算	1.8%	—	—	—	—
	介護職員等の処遇改善一本化及び引き上げに伴う変更。					